

# 女性情報ファイル

フランス、EU、世界から

日仏女性資料センター（日仏女性研究学会）ニューズレター  
Centre de Documentation Franco-Japonais sur les Femmes / Société Franco-Japonaise des Etudes sur des Etudes sur les Femmes

## 2018年国際女性デー記念シンポジウム

### 「核の時代の個・種・ジェネレーション—私たちの未来をいかに建設するか—」報告

3月10日（土）、日仏会館で、恒例の国際女性デー記念シンポジウムが本会の主催（日仏哲学会、日仏会館フランス事務所の共催）により開催された。坂井セシル日仏会館フランス事務所所長に開会の辞をいただいた後、総合司会の佐藤朋子日仏女性研究学会事務局代表が開催の趣旨を説明した。6名の発表者にプログラム沿ってご登壇いただいた後、ラウンドテーブルを設け、タイトルで予告したとおり、核の時代の個・種・ジェネレーションをめぐる、未来のありようも視野に収めながら活発に議論した。会場からも、日仏比較を通じて様々な観点から問いと提言が発された。

松本伊瑳子氏（日仏女性研究学会）とファヨル入江容子氏（一橋大学大学院）はパワーポイントや資料の表を提示しながら発表を進めた。パワーポイントは多くの情報を見易く整理されていて、聴いている者の理解を助けた。また表を使っただけの要点整理は効果的であった。河野哲也氏（立教大学）と木村信子氏（日仏女性研究学会代表、東洋大学人間科学総合研究所）は、それぞれ夏目漱石を中心に与謝野晶子や平塚らいてう等、また高群逸枝を中心にシモーヌ・ヴェイユに言及するなど、日本の女性を視野に収めて日仏比較のきっかけとした。合田正人氏（明治大学）とエルヴェ・クーショ氏（上智大学）の発表は、田辺元の「種の論理」にもとづきつつ議論の幅を広げるとともに、他方、カタストロフに見舞われた際の予期せぬ状況を、これまで語られてきた言説に関連付けながら論じるなど、いずれも刺激的な発表であった。以下、各氏による要旨を当日の発表順にご紹介する。（まとめ：吉川佳英子）

### 第1部（司会：北原零未）

#### 目次

国際女性デー記念シンポジウム報告	1
「フランスのセクハラ処罰法。で、日本では？」	4
De l'obligation de moyens à l'obligation de résultats : vers l'égalité réelle en France?	6
Mise en place difficile pour le SNU, service national universel.	7
新入会員のご紹介	8
『ジェンダー・暴力・デモクラシー』報告	9
「世代間統合と世代交流」報告	10
「19世紀フランス文学における男らしさの危機」報告	11
研究グループ報告	12
現代フランスの女性監督	13
第36回定期総会報告	14
今年後活動計画他	15
お知らせ	16

#### 松本 伊瑳子

#### 「分断を超えて、新たな私を産みだす他者—エレーヌ・シクスーの場合—」

今日の世界の「分断」を乗り越える試みとして、エレーヌ・シクスーの考え方を紹介した。彼女はアルジェリアに1937年に生まれフランスに移住したが、両国ともに二項対立の社会そのものだった。男女という二項においても劣位を占めるのは常に女性だ。このような「文化的かつヘテロ社会的制度」をシクスーは「l'empire du propre プロブルの帝国」と呼んでいる。

男性が牛耳るこのような「プロブルの帝国」と手を切るために、シクスーは「生き生きした他者、救われた他者、殺戮の脅迫を受けない他者と呼ぶことのできる肯定的性格の者を到来させなければならない」と、「メデューサの笑い」や「Le sexe ou la tête 性器か頭か」の中で主張する。それは同時に「他者の中に自分を拡散させていく可能性であり、他者との関係性の中にいる可能性であって、その結果、他者を滅ぼすことなく他者の中に私が移動し、すべてを私に引き戻そうとすることなく他者がいるところに他者 ille を探しに行く」のだ。他者 ille はシクスーの造語で、il と elle を合成した語だ。

シクスーは、まず自分が他者の中に飛び込み、そこから関係性

## 第2部 (司会：中真生)

を作るのだと言う。すなわち自我が他者の中に移動する<自他の境界越え>を行い、この新たな自他の関係性を「Amour Autre 他者愛」と名付ける。「『他者愛』の原初に我らが差異ありき。」この差異こそが重要なのだ。心の中に他者を入れることにより、自分自身に他者を<つなぎ合わせ>、その結果、私は「私以上の存在」になる。このように差異により人は成長する。戯曲作家でもあるシクスーにとって、戯曲はこの他者体験が必須の場である。

他者との一体化を体験したのち、再び自分自身に戻るが、その体験をする前の自分とは当然同じではなく、変質している。シクスーは、自分を見失わないために、他者との「一体化」はあくまで「束の間」のものでなければならないと言う。その点が日本人が持つ他者との共感能力と違って、日本人の「自分の意見を持たない」危険とは一線を画している。

シクスーの理論を援用しながら IS (イスラミック・ステート) や日本の「分断」の実態を明快に説明してみた。

## ファヨル入江 容子

## 『新生と《刷新》—ハンナ・アレントとフランソワーズ・コランにおける『ジェネレーション』概念の展開』

H・アレント (ARENDET, Hannah : 1906-1975) の「新生 natality/natalité」概念に注目し、F・コラン (COLLIN, Françoise : 1928-2012) の解釈を通して、「個 individu・種 espèce・ジェネレーション génération」の問題を考察した。

コランは 1980 年代のフランス思想界に新たなアレント像を紹介し、また、フランスおよび仏語圏フェミニズム理論に非フェミニストのアレントを初めて導入した。

アレントの新生概念は、「出生」とも訳され、「始まり」を意味する。初期アレントにおいて、「新生」は、「種としての人間 l'espèce humaine」の始まりしか考慮されなかった。しかし、のちにアレントは新生をひとりひとりの新たな始まりと捉える。「種」としての新生が、「生殖 generatione」を介した増殖による均質的集団しかなさない (「多数性 multitude」) のに対し、「個」のそのたびごとの「新生」は、個々の差異が保持され、かつ対話的な世界を形成できる。こうしたあり方をアレントは「複数性 plurality/pluralité」と呼ぶ。誕生した個々の子どもたちは、既存の世界の「代表者 representatives」である「大人」たちの「教育」を受け、新たな「代表者」として、この世界を引き継ぎ、さらに刷新していく。

コランは、アレントが、「生物学的誕生 zoê」と「象徴的誕生 bios」という伝統的枠組を保持しつつ、新生概念を「個」から捉え直し、誕生した「個」を直ちに既存の世界に参入させ、当枠組を揺さぶる点を評価する。さらに、彼女は、アレントの新生概念を読み込むことで、本来「生殖」と「同時代に生まれた人々」の意しかもたない「ジェネレーション génération」に、血によらない「継承」と「刷新 novation」の可能性を付け加える。コランは、アレントが垂直関係にある《大人 - 子ども》の新たなコミュニケーションを開示し、世界を刷新していく点に、それまで男女の水平関係しか語らなかったフランスのフェミニズム理論を前進させる可能性をみたのである。

## 河野 哲也

## 『日本の女性の個人をどうとらえるか—夏目漱石・与謝野晶子・平塚らいてうにおける種と個人の相克』

夏目漱石 (1867-1916) と平塚らいてう (1886-1971) の個人の観念は、ともに、「大正生命主義」における「個性の個人主義」と呼ばれる。それは、何か自分の奥底にある超個人的なものに到達することで他者への回路を開くことができるとする立場である。夏目の場合は超越的なものとは「自然」であり、個人の個性を支えると同時にそれを超える存在としての自然の概念は、『それから』や『行人』、『道草』や『明暗』などに見ることができる。平塚の場合は、自分の内なる「生命」が重視され、社会参加やそれによる承認に優先される。彼女は「私」の解放という観点から当時の「家制度」からの女性の解放を強調した。平塚にとって重要だったのは、参禅とそれによる内奥の自己のエネルギーの発見だった。与謝野晶子 (1878-1942) における女性が、社会参加し社会を形成する近代的で理性的な「個人」だったのに対して、平塚における女性は、自然や宇宙と通底する生命をおのれの核に有し、その核 (生命=性) によって人間をつなぎ社会を形作る。

夏目と平塚の考えは、二つの共通の問題を抱えている。一つ目は、「個人」意識の社会における位置づけだ。市民的な個人とは、個性といった傑出した特徴から引き出される英雄的・特権的存在ではなく、政府も国家もその手段にすぎないただのひとりの主権者という存在で、こうした個人は、他者の権利も承認するが、自己の権利もひとりの市民として徹底的に、しかし平等に主張するものであるということ。二つ目は、夏目の自然においても、平塚の生命においても、個体が宇宙に吸収され、宇宙と個体の対立がない。自然のなかで生存している個体は、自然のなかで他の生命と対峙し、全体とひとつになるのではなく、どこまでも唯一無二のものとして存在するものであるはずだ。

## 木村 信子

## 『高群逸枝が考える個と種—シモーヌ・ヴェイユ (1909～1943) という補助軸を得て—』

日本女性史をきりひらいた第一人者<sup>たかむれいつえ</sup>高群逸枝 (1894-1964) は、ユニークな恋愛論を展開し、個を犠牲にする発達史観を否定した。それは、父系親子制度は古来不変・未来永劫に続くという通念に対する疑問を下支えするものだった。そして実際に、815 年勅命により編纂された氏族系譜に母系氏族が混在していることを発見する (『母系制の研究』1938 年)。前年に『国体の本義』が刊行され、翌年には太平洋戦争が始まる時代状況のなか、高群は「母系は保守的排他的な血族団体であり、父系は進歩的抱擁的な婚姻団体である」と書いて、発禁処分を免れた。そして自身の研究領域をバックボーンに、東アジア共栄圏各種族の家族化を謳い、戦争推進プロパガンダを放つ。それは、戦争という狂気のなかで、高群の内奥に宿る原初的なエネルギーのようなものが噴出する瞬間だった。

その短い生涯が高群の生涯の一時期と重なるシモーヌ・ヴェイユ (1909-1943) は、早い時期に戦争について考察し、「どんな

名目でも正義のための戦争はなく、戦争とは支配者が被支配者を抹殺する手段である」という持論を得ていた。一方で、スペイン内戦に参加し、あるいは大胆な対ナチス作戦（パラシュート部隊編成計画）を立て、二次大戦中には「最前線看護婦部隊編成計画」を提案、いずれにも自身の参戦を希望している。全員死を覚悟の常軌を逸した参戦計画に、魅入られていく戦争の魔力というようなものをここでも感じずにはいられない。ヴェイユは、強烈な個我に苦しみ我執を否定し乗り越えようと思いを磨き上げていく一方で、その個我に見合う闘争精神をこうして生涯持ち続けたのだった。

戦争の時代を生きた二人の優れた思想家をとおして考えさせられるのは、戦争が惹き寄せる魔力。その轍（わだち）を見据えて、今日、核の脅威を盾にする戦争への仕掛けが、それと気づかされないように張り巡らされていくことに、私たちは常に敏感でなければならぬだろう。

### 第3部（司会：上原麻有子）

合田 正人

「生殖・溶解・別離—田辺元『種の論理』を脅迫するもの」

田辺元（1885 - 1962）と野上弥生子（1885 - 1985）の往復書簡は明治大学元教授の竹田篤司氏らによって発見され、2002年に『田辺元・野上弥生子往復書簡集』として岩波書店より出版され、現在は、岩波現代文庫に上下二巻で入っている。この往復書簡を手掛かりに二人の間で共有された問いを確認し、「種の論理」に新たなアプローチを試みる。

I. 原爆や原子力は、物のイメージを根底的に変える物かもしれないが、それと係わる人間主体をもまた根底的に変える。II. 原水爆は破壊というよりも溶解・消去で、その点で、原水爆は「無」と結びつくことになる。III. 田辺は「原子力の時代」を「死の時代」と呼んでいる。IV. 田辺は、今にも第三次世界大戦が起こり、原水爆が使用されると考えていた。第三次世界大戦はそれまでの戦争とは根本的に異なるものだと。V. 田辺は核の平和利用という動きにも注目していた。VI. 原水爆による瞬時の「破滅消失」を強調するが、水や大気など様々な物質を通して放射性物質が体内に入り込むことに多少々触れる。放射能は生命を可能にすると同時に生命を蝕む。死から生が生まれ、死がその生を蝕む。無から存在が生まれ、無がその存在を無化する。田辺の「死の弁証法」のドラマが読み取れる。VII. 原水爆や放射能による死の不断の脅威にさらされて生きる者は「生きながら死するばかりである」が、「死につつ生きること」へと転換しなければならないと田辺は考える。それこそが「復活」と呼ばれるものなのであると。

一方、弥生子は、死をめぐる、破壊力や被害の量的差異、殺戮の仕方の相違などで事象を区別するのを拒む傾向にあったが、小説『迷路』を書き悩むなかで、田辺とのやり取りのなかから、科学主義リアリズムの限界を察知し、「死即生」を会得していく。弥生子との共感を育みながら、田辺は死即復活の哲学—あえて言えば、妊娠の哲学であり死者の体内化、すなわち「カニバリズム」の哲学—を展開する。それは放射性物質の体内化の哲学でもあると言えようか。

エルヴェ・クーショ

「カタストロフのさなかにいる個人、人類、動物たち」

個・種・ジェネレーションの3つの語は哲学的概念でもあるが、チェルノブイリやフクシマの災害に対して、災害現場の後始末をする「清算人」という切り口から哲学的アプローチの可能性を試みる。ギリシア神話における英雄は「美しい死」により、何世代にもわたりその栄光の運命が記憶され「不死」という永遠の価値を手に入れる。英雄は「個人化」され「社会の認知」を得る。では、チェルノブイリやフクシマにおける災害の犠牲者でもある「清算人」は英雄だろうか。

チェルノブイリ後、「清算人」の勇氣はたたえられるが、古代のヒーローとは違う。放射能を浴びたがゆえにその後、測定が必要となった「清算人」は、歴史上の「廃棄物」と化する。栄光の裏側に「恥」を感じて非個人化する「清算人」は、もっぱら科学的好奇心の対象となる。また日本においては、個人のヒーローよりも集団的な犠牲に注目する文化も指摘できる。このように社会の犠牲は栄光の勝利に結び付くことはない。原子力推進国は国民に犠牲を求め、記憶の中の栄光に「清算人」の恥が取って代わる。

全てが原子力の前で危機にさらされているいま、人間と動物の友情も古代ギリシアのように考えられない。人と動物の新たなあり方を模索し新しい神話を作る必要がある。大切なのは、放射能の数値や人間一般についてではなく、個人の声に耳を傾けることである。たとえば、「フクシマの最後のひと」であるマツムラ・ナオトは、放射能で死んだ牛たちを平安のうちに見とるのは人間の義務であると言う。

個人化された身体と可視化をめぐる、ウラディミール・チェルトコフなどの映画をとおして、身体や「清算人」のイメージがどのように表現されているかが示された。そこでは、死にゆく体への好奇心を避け、個人の体が持っている特殊性を取り戻そうとしている。

### ラウンドテーブル（司会：棚沢直子）

ラウンドテーブルでは、発表者各氏と司会者の間で、ついでフロアの参加者を交えて、活発に議論が行われた。「人間と環境」、「水平関係と垂直関係」、「自己と他者」、「生と死」、「日本とフランス」などの問題から「核の時代の現代をどう生きるか」といった大きな問題まで、多岐に渡る論点が提示された。これらの問いは今後もさらに多方面から問い続けていかなければならないものばかりである。

なお、ご登壇者、ご来場者、当日の運営を裏で支えて下さったスタッフの皆様にご心より御礼申し上げます。

## フランスのセクハラ処罰法。で、日本では？

ファオル入江容子、棚沢直子、草野いづみ  
(情報提供者 Christophe Pourcines、Olivier Sommet)

2017年10月、ハリウッドを震源地として、MeToo運動が主要国で吹き荒れ始めた。

フランスでは、MeTooに加え、元上司によるセクハラを告発したジャーナリストのサンドラ・ミュラーの呼びかけで、ハッシュタグ「# BalanceTonPorc (豚野郎をタレ込め)」が広まり、それまで沈黙していた女性たちが声を上げた。

日本でも、わずかだが、勇気ある告発者たちが登場した。Twitter上では、彼女たちの告発に共感と義憤に震える声もあったが、女嫌いたちの性暴力的な書き込みも目立った。2017年12月末、女優の石井優実がグラビアアイドル時代の露出強要や枕営業詐欺について#MeTooをつけて実名で証言した。告発後、業界は沈黙。彼女は女優のキャリアを失った。石井に先駆け、同年10月末、ジャーナリストの伊藤詩織は、元TBSニューヨーク支局長の山口敬之(安倍晋三のタイコもち)に受けた強姦を自著で告発した。しかし、彼女の証言はマスコミから冷遇され、命の危険にまで晒され、現在はロンドンを拠点にしている。

こうした告発者たちのインタビューを交え、雑誌『エル・フランス』(2018年4月27日)は「#MeTooを奪われた日本女性たち」と題し、性暴力の告発がタブー視され、被害者の地位や安全が守られず、精神的苦痛を負うことになる日本社会の異常さを紹介した。

フランスでは、MeToo運動が盛り上がりを見せる直前、通称「路上セクハラ」に対する法案がすでに準備されていた。この法案は、マルレーヌ・シアパ男女平等担当副大臣により2018年3月21日にエマニュエル・マクロン政府の閣議に提出された。内容は、公共の場での「性差別的、性的含意をもつすべての言葉、行動、圧力」に対し、現行犯として警官が90～750ユーロ(2018年5月1日現在1ユーロ=約132円)の罰金を課することができるというもの。教育的・予防的効果をあげて、セクハラも狙っているという。同時に、15歳未満の未成年者に対する性犯罪の時効を20年から30年へ延長、サイバーハラスメントの処罰の強化も提案された。

フランスのセクハラ処罰法は1992年にさかのぼる。日本とちがって、まず刑法として制定されたことが重要である。セクハラはれっきとした犯罪となった。この刑法に基づいて同年、労働法にも被害者保護、加害者懲戒、セクハラ予防を中心とした条文が組み込まれた。2002年までの刑法では「性的な目的のために、職務の権限を濫用し、命令、脅迫、強制または重大な圧力によって、しつこく嫌がらせる行為」が処罰の対象となっていた。2002年1月17日の改正では、職権濫用(パワハラ)に基づくセクハラはもちろんのこと、セクハラ行為そのものを処罰の対象に拡大し、単に性的な目的のために繰り返し嫌がらせる行為が、1

年以下の拘禁刑と15,000ユーロ以下の罰金刑となる。

ところが、2012年5月4日、フランス憲法院は、2002年改正法を違憲とした。元国会議員ジェラルール・デュクレが、何をもって違反行為となるのか、「セクハラ」の定義が曖昧だとし、憲法院に審査請求を提訴していたのだ。彼は、3人の女性職員に対するセクハラで訴えられ、2011年に罰金刑を命じられていた。違憲判決後、ただちにセクハラ処罰の条項は削除され、当時、係争中の「モラルハラスメント」(セクハラと同年の制定)訴訟も中断された。フランス語の動詞「嫌がらせる harceler」の名詞形 harcèlement は、語自体としては15世紀から存在しているが、「セクシュアル・ハラスメント」として用いられ始めたのは、1970年代初頭のアメリカン・フェミニズムの影響による。フランス人には「セクハラ」という概念があまりピンとこなかったのだろう。セクハラ処罰法に違憲判決を下した憲法院は、フェミニスト団体および複数左翼政党から批判された。2012年8月の刑法改正まで、フランスでは、セクハラが裁けない法的空白期が、約3ヶ月、存在することになる。

こうした経緯から、2012年8月6日改正では、定義がより明確になり、「繰り返しされる、性的な含意をもつ言葉や行為により、相手の尊厳を傷つけ、品位を貶め、威圧的かつ無礼で侮辱的な状況をつくり出すもの」がセクハラだと定義された。また、「繰り返し返さなくても、明らかに性的な行為をする目的で、あらゆる形態の重大な圧力をかけること」もセクハラとみなされた。同時に処罰が厳格になり、セクハラは2年以下の拘禁刑と30,000ユーロ以下の罰金刑となった。さらに、加害者が「職権濫用の場合」、「複数の場合」、被害者が「15歳未満の場合」、「病気や障がい、妊娠などにより弱い立場にあるのを承知で行われた場合」、「経済的・社会的に不安定なために明らかに弱い立場にあるのを承知で行われた場合」は、より重い刑罰(3年以下の拘禁刑および45,000ユーロ、約594万円!以下の罰金)となった。

フランスでは、このようにセクハラをめぐる法整備は進んでいるが、それでもアングロ・サクソン諸国に比べると、はるかに後進国である。17世紀ヴェルサイユ宮廷で流行したギャランティー galanterie いわゆる「趣味的恋愛」の伝統もあり、セクハラは定義が、一般レベルには浸透せず、反セクハラ発言や処罰規定に対する戸惑い、混乱や反感が依然として見られる。女優のカトリーヌ・ドヌーヴを筆頭とする100人の女性たちが、2018年1月9日付のルモンドに書簡を投稿し、#MeToo運動は、「行き過ぎ」であり、「性の自由の妨害だ」と非難したのはその一例である。しかし、職場や家庭での日常的なセクハラ被害に沈黙しているフランス女性たちは、いるはずである。「すてきなお尻だね」「電話番号教えて」等、通りすがりの男やたむろする男性たちによる、

性的侮蔑ないし私的領域を侵害する言動、ときには脅威と感じられる「つきまとい」行為が、街角で日本より多々みられる。今後、新法案が謳う「教育的効果」を旗印に、シアバ副大臣の活躍で、「路上セクハラ」処罰法は、どこまで修正されずに成立するのだろうか。

ひるがえって日本では、いまだにセクハラ処罰の刑法はない。セクハラが初めて注目されたのは、1989年に上司と会社を提訴し損害賠償請求した民事裁判だった。同年、セクシュアル・ハラスメントが流行語大賞・新語部門の金賞となり、1992年に被害者は勝訴し、加害者の上司と会社に165万円の支払い命令が下された。その後も、次々とセクハラ訴訟が起き、セクハラという言葉が広く認知されるようになった。

法的には、労働法のひとつである1985年制定の男女雇用機会均等法が1997年に改正され、ようやくセクハラ規定がこの法のなかに新設された。(第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動により、労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備やその他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない)。つまり、刑法での加害者処罰ではまったくなく、単に雇い主が就業環境を配慮したり適切な措置をとる義務がある程度の条文である。

セクハラが、「相手の尊厳を傷つけ、品位を貶め、威圧的かつ無礼で侮辱的な状況をつくりだすもの」と定義されておらず、日本では「相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為」というように曖昧である。加害者の処分は会社や学校等の組織によって異なるし、とにかく日本には職場のセクハラ以外の法的規定はない。

ようするに、改正に改正を重ねたフランスの刑法に見られるように、国をあげての一律的な、厳格な処罰規定が日本にはない。セクハラが職場の問題だけでなく、<人間の尊厳>を傷つけるといふ広汎かつ根本的な価値観は、唯一の法律である労働法(均等法)においてさえ反映されていない。都道府県労働局雇用均等室への相談件数のうちセクハラに関する相談がもっとも多く、例年1万件前後であるにもかかわらず、セクハラを直接的に処罰する法づくりは放置されたまま今に至っている。ましてや刑法で、路上も含めた公共の場でのセクハラを問題にするのはほど遠いのが、日本の現状である。

おまけの一言。財務省元事務次官の福田淳一の所業は、現行フランス刑法に従えば、「職権濫用」の可能性大であり、裁判で事実が認定されたあかつきには、本人が否定しようと、「3年以下の拘禁刑および約600万円以下の罰金」に値する。人の噂も75日。75日経ったら(経つのを待つまでもなく)、彼には天下りの道が開けているにちがいない。

現財務相の麻生太郎は、日本でセクハラ罪が刑法にないことを盾にとり、「セクハラ罪はない」「殺人とか強姦や強制わいせつとはちがう」などと発言し、福田の<人権>を擁護した。本人が発言をのちに撤回しようと、考え方は変わらないだろう。麻生は、

度重なる反セミティズム発言で主要国メディアからすでに非難を受けてきたが、セクハラに関する不見識も極まりない。安倍・麻生コンビのせいで、日本はいつまでも国際社会での確固たる位置に立てない。日本のメディアは国際社会での彼らの正確な位置を報道していない。

私たちは女性に対する日本の現状をこのまま放置していいのか？

サド侯爵は革命に向けて「フランスの男たちよ、さらに一層の努力を！」と呼びかけた。イリガライはそれを受けて「フランスの女たちよ、もう何の努力もしないで！」と女たちを鼓舞した。私たちも言おう。

### 日本の女たちよ、もう我慢しないで、立ちあがろう！

本稿で参考にした URL と文献 (順不同) :

« Comment l' affaire du hashtag # balancetonporc est née », Le monde, le 30 décembre 2017 ([http://www.lemonde.fr/idees/article/2017/12/30/comment-l-affaire-du-hashtag-balancetonporc-est-nee\\_5235955\\_3232.html](http://www.lemonde.fr/idees/article/2017/12/30/comment-l-affaire-du-hashtag-balancetonporc-est-nee_5235955_3232.html))

« Les japonaises privées de #MeToo », ELLE, le 27 avril 2018, (<http://www.elle.fr/Societe/News/Les-Japonaises-privées-de-MeToo-3665834>)

石川優実「#metoo『私も』」([https://note.mu/ishikawa\\_yumi/n/n1e73ecf608d1](https://note.mu/ishikawa_yumi/n/n1e73ecf608d1))

« Projet de loi relatif au harcèlement sexuel : Harcèlement sexuel : une violence insidieuse et sous-estimée » SÉNA, le 8 mai 2018 (<http://www.senat.fr/rap/r11-610/r11-6103.html>)

« La loi sur le harcèlement sexuel n' est plus », Le Figaro, 4 mai 2012

« Tollé contre l'abrogation de la loi sur le harcèlement sexuel », Le monde, le 14 mai 2012 ([http://www.lemonde.fr/societe/article/2012/05/04/tolle-contre-l-abrogation-de-la-loi-sur-le-harcèlement-sexuel\\_1696102\\_3224.html](http://www.lemonde.fr/societe/article/2012/05/04/tolle-contre-l-abrogation-de-la-loi-sur-le-harcèlement-sexuel_1696102_3224.html))

(<http://madame.lefigaro.fr/societe/loi-sur-harcèlement-sexuel-nest-plus-040512-229807>)

« Nous défendons une liberté d' importuner, indispensable à la liberté sexuelle », Le monde, le 8 janvier 2018 ([http://www.lemonde.fr/idees/article/2018/01/09/nous-defendons-une-liberte-d-importuner-indispensable-a-la-liberte-sexuelle\\_5239134\\_3232.html](http://www.lemonde.fr/idees/article/2018/01/09/nous-defendons-une-liberte-d-importuner-indispensable-a-la-liberte-sexuelle_5239134_3232.html))

「『セクハラ罪はない』発言 麻生氏の非常識いつまで」毎日新聞(2018年5月8日付社説) (<https://mainichi.jp/articles/20180508/ddm/005/070/172000c>)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「セクハラに関する改正法が公布—規定を明確化、罰則も強化」([http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012\\_10/france\\_02.html](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_10/france_02.html))

山崎文夫「フランスのセクハラ法」『比較法制研究』国士舘大学比較法制研究所 1994年17号 pp.47～71

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会「企業における人権研修シリーズ セクシュアル・ハラスメント」2010年3月 (<http://www.moj.go.jp/jinkennet/asahikawa/sekuhara.pdf>)

## De l'obligation de moyens à l'obligation de résultats : vers l'égalité réelle en France ?

Michèle Forté

À l'occasion de la journée internationale des droits des femmes le gouvernement a présenté aux partenaires sociaux 15 mesures clés en faveur de l'égalité entre les femmes et les hommes et contre les violences sexuelles et sexistes au travail. Ces propositions feront l'objet d'une concertation à l'issue de laquelle sera proposé un « plan stratégique global » en faveur de l'égalité professionnelle. Ces mesures seront intégrées au projet de loi pour la liberté de choisir son avenir professionnel qui comprend une série de dispositions destinées à réformer en profondeur le système de formation professionnelle et d'apprentissage ainsi que l'assurance chômage.

L'un des objectifs majeurs de ce nouveau plan est « d'en finir avec les écarts de salaire injustifiés » et de parvenir à une égalité réelle. De fait, plus de 45 ans après la loi relative à l'égalité de rémunération entre les hommes et les femmes, l'écart de salaire entre les femmes et les hommes reste de 25% et la différence inexplicée, la discrimination pure, est de 9%.

Pour ce faire, le gouvernement entend soumettre les entreprises à une « obligation de résultats » en matière d'égalité de rémunérations entre les femmes et les hommes dont le non-respect sera sanctionné. Il entend ainsi aller plus loin que la seule obligation de moyens qui impose aux entreprises d'au moins 50 salariés de négocier sur l'égalité professionnelle et d'être couverte par un accord ou un plan d'action relatif à ce thème sous peine de se voir appliquer une pénalité financière.

Concrètement, le plan prévoit d'instaurer une obligation de mesurer les écarts éventuels de rémunération entre les femmes et les hommes sur la base d'un indicateur chiffré. Afin d'élaborer des critères objectifs de calcul de cet indicateur, une méthodologie unique sera déployée dans toutes les entreprises de plus de 50 salariés via un logiciel libre de droit intégré aux logiciels de paye. Cette obligation entrera en vigueur au 1er janvier 2019 pour les entreprises de plus de 250 salariés et au 1er janvier 2020 pour celles de 50 à 250 salariés.

En cas d'écart injustifié constaté, l'entreprise devra obligatoirement consacrer une enveloppe de rattrapage salarial en faveur des femmes dans le cadre de la négociation sur les salaires ; la durée maximale de mise en conformité sera de 3 ans.

A l'issue de ce délai et à défaut des corrections des écarts salariaux, les entreprises feront l'objet d'une sanction financière qui portera dans ce cas sur l'obligation de résultats.

Le projet de loi a été adopté en Conseil des ministres le 27 avril 2018. Les dispositions concernant le volet « égalité professionnelle » vont pour l'instant en deçà des propositions initiales. En effet, si le texte prévoit que le respect du principe de l'égalité de rémunération entre les femmes et les hommes sera garanti, notamment sur la base d'un indicateur chiffré, il ne donne aucun détail sur le futur logiciel et n'intègre aucune nouvelle sanction.

Toutefois, compte tenu des concertations en cours et de l'évolution du futur débat parlementaire, il n'est pas exclu que le texte soit modifié pour que le principe de non-discrimination salariale soit enfin effectivement appliqué et que l'égalité réelle progresse. De fait, le projet a évolué et sa version du 19 juin 2018 prévoit une pénalité financière pour les entreprises qui ne se sont pas mises en conformité après le délai de trois ans.



## Difficile mise en place du SNU, le service national universel.

Martine Carton

Le service national universel, le SNU, voulu par le président Macron va-t-il renforcer la place des femmes dans les rangs de l'armée française ?

Trois temps forts distinguent la féminisation des armées françaises : tout d'abord, la loi du 13 juillet 1972 qui permet aux femmes d'accéder à tous les grades de la hiérarchie et à occuper les mêmes emplois que leurs camarades masculins. La loi du 28 octobre 1997, qui marque l'engagement de la France dans la professionnalisation totale de ses armées et sonne le glas du « service national », entraîne le recrutement d'un nombre important de femmes dans toutes les catégories hiérarchiques et toutes les spécialités. Le recrutement, de nouveau stimulé en 1998, avec la suppression des quotas qui limitent l'accès des femmes à certains postes, fait doubler la proportion de femmes militaires, jusqu'en 2007.

Aujourd'hui, les femmes constituent plus de 15,5 % des effectifs, faisant de l'armée française l'armée la plus féminisée de tous les pays occidentaux. Cependant, cette féminisation de l'armée française doit être nuancée. Ainsi, 57,9 % des femmes militaires sont dans les services de santé, un domaine historiquement très féminisé, alors que seuls 6,7 % des militaires déployés en OPEX (opérations extérieures) sont des femmes. Elles restent enfin relativement écartées des postes à responsabilité : ce n'est qu'en 1976 qu'une femme, Valérie André, a été nommée pour la première fois au grade d'officier général. Aujourd'hui, sur les 303 officiers généraux en activité en France, 30 sont des femmes, soit seulement 10,1%. Et ce n'est qu'en 2017 que trois femmes ont pu embarquer pour la première fois dans un sous-marin nucléaire : une mesure expérimentale annoncé, par Jean-Yves Le Drian, alors ministre de la Défense.

Est-ce pour réparer cette disparité qu'Emmanuel Macron a nommé une femme, Florence Parly, ministre des Armées et qu'il se prépare à mettre en place le SNU dont l'originalité, par rapport à sa dernière version valable jusqu'en 1997, est qu'il est obligatoire pour les hommes comme pour les femmes ?

Le 11 mai 2018, alors que le projet de loi portant sur la réforme du service national vient d'intégrer l'Article L. 111-1. qui stipule que « les citoyens concourent à la défense de la Nation. Ce devoir s'exerce notamment par l'accomplissement du service national universel. », le scénario de la mise en place de ce dernier reste relativement flou.

Il s'organiserait sur deux périodes : un tronçon obligatoire d'un mois, après la classe de troisième, entre 15 et 18 ans, comprenant un « temps de cohésion » de quinze jours en hébergement pendant les vacances scolaires, et articulé autour de plusieurs modules (« développement personnel », « résilience », « droits et devoirs dans la République », « esprit de défense », etc.), suivi d'un temps d'engagement de quinze jours autour d'un « projet collectif », pas nécessairement en internat. Cette séquence obligatoire serait étalée sur l'année, par fractions de 80000 jeunes à la fois.

Une deuxième phase d'« engagement volontaire au service du pays » d'une durée de trois à six mois, avant 25 ans, pourrait s'effectuer soit dans la sphère militaire, soit dans le civil (pour une majorité), dans des secteurs comme l'environnement et le développement durable, l'aide aux personnes ou encore le tutorat.

La difficulté principale de la mise en place du SNU réside dans son coût financier et humain. Ce ne sont pas moins de 800 000 et 900000 jeunes appelés, étalés sur une année scolaire entière par fractions d'environ 80000 jeunes qu'il faudra loger, habiller d'une tenue commune selon le principe de laïcité, et encadrer. Or, l'armée elle-même, depuis qu'elle s'est professionnalisée, n'a pas besoin du contingent, et encore moins du SNU. De plus, les sénateurs souhaitent que le budget des armées soit préservé. Dernière difficulté, et pas des moindres : l'avis des jeunes hommes et femmes avant l'arbitrage définitif de l'exécutif.

Pas encore né et déjà décrié, le SNU est un des vœux réaffirmé aux Armées, le 19 janvier 2018, par Emmanuel Macron qui est, notons-le, le premier président français, donc chef des armées, à ne pas avoir effectué son service militaire.

## 新入会員のご紹介&lt; 2017年1月 - 4月 &gt;

敬称略 ①居住地 ②所属 ③専門・関心領域 ④入会して行いたい研究やアクション

## Martine Carton

- ① Lieu de residence : 杉並区成田東 3-31-6 〒166-0015
- ② appartenance (le nom d'universite): 学習院大学、早稲田大学 他
- ③ Domaines de recherche ou d'intérêt : Mes auteurs préférés sont des femmes : Marguerite Duras, Nathalie Sarraute, Annie Ernaux, Virginie Despentes, etc. J'ai fait un doctorat sur l'enseignement de la lecture et la traduction littéraires assisté par ordinateur. Je travaille sur le traitement et l'analyse de gros corpus de textes. À l'avenir, je voudrais comprendre et étudier ce qui caractérise l'écriture féminine. 現在の女性小説、フランス語原文と既存の複数の翻訳テキストとの比較 コーパス分析
- ④ Message aux autres membres : Vive les femmes !

## 原 千砂子

- ① 居住地 東京都町田市
- ② 所属 桐蔭横浜大学法学部
- ③ 専門・関心領域 政治思想史・ジェンダー論
- ④ 入会して行いたい研究やアクションなどについて  
再生産における女性主体の経験に着目し、その観点から自他関係理論や政治哲学・政治理論の見直しを行う可能性に興味を持っています。フランスの女性思想の専門家が多くいらっしゃる本学会の皆さんとの交流の中から、たくさん学ばせていただくことを楽しみにしています。



## 乾 智代

- ① 居住地：東京都練馬区
- ② 所属：城西国際大学大学院（元）
- ③ 専門・関心領域：比較ジェンダー論、フェミニズム理論、フェミニズム文学批評（日本文学）、フランス現代思想
- ④ 入会して行いたい研究：フランス現代思想を参照しつつセクシュアリティが言語的に構築されたものだと主張したバトラーの論点を、日本の女性思想家・作家の作品分析を通じて再検討し、前一言語的な起源を問うことの必要性を述べたいと考えています。

## 永澤 桂

- ① 神奈川県鎌倉市
- ② 女子美術大学（非常勤講師）、横浜国立大学博士後期課程了
- ③ 西洋近代美術史、ジェンダー研究
- ④ これまでピエール・ボナールの裸婦像について、ジェンダーの視点から研究を続けてきました。19世紀から20世紀前半のフランスにおける女性観について調べる中で、専業主婦をめぐる問題に関心が高まりました。今後、専業主婦について歴史的観点から調べるとともに、それを基礎にしつつ、現代の女性と社会の関わりについての考察をまとめることを目標としています。

## 吉田吏江

- ① 東京都 文京区
- ② 翠会ヘルスケアグループ 精神医学研究所、横浜薬科大学環境科学研究室（併任）
- ③ 公衆衛生、性差の科学、分子疫学、発がんリスク研究
- ④ 女性労働者健康問題の研究は、これまで少数しか行われてこなかったという経緯があり、私自身の研究にて、女性の周期的なホルモンの変化を考慮した女性の健康調査方法、女性の働き方と疾病とその予防方法に取り組んできたが、これらにジェンダーの視点を加味して研究を展開したい。  
ジェンダー議論研究は、歴史的に古くから熱心に行われているが、生物学的視点ではなく、社会的取組みが中心であるように感じる。一方、女性医療という点では、産婦人科医の学会が中心であり、社会的な面が薄い。二者は、女性の労働者の健康を考えるのには、関わりがほぼないので、ジェンダーの視点と、生物学的に男女の差がある疾患のリスクを、両面から考慮した研究で、より良い、女性の社会での活躍の場を広げるのに貢献したい。



中央大学社会科学研究所シンポジウム「ジェンダー・暴力・デモクラシー」報告  
(2018.2.3(土)、中央大学駿河台記念館、主催：第27回中央大学学術シンポジウム理論研究チーム)  
鳴子 博子

シンポジウムの起点には、アメリカの認知科学者 S. ピンカーの仮説「人類の歴史は暴力を減少させてきている」(『暴力の人類史』)への企画者の一人・鳴子の違和感があった。その仮説はマクロ的には確かめられたかもしれないが、シリアや周辺地域の紛争、世界各地で繰り返されるテロ、ヘイトクライム、北朝鮮のミサイル発射で高まった核の脅威など、さまざまな暴力に晒されている私たちの生活実感との間には大きな隔りがある。それは、暴力が私たちの生活を一瞬にして奪い去るかもしれないという不安を払拭してはくれないし、そこに暴力をゼロに近づけるための抜本的な解が示されているわけでもないからである。

核の脅威から DV まで、暴力には大きさの違いもあれば、物理的、精神的、構造的といった質の違いもある。あらゆる暴力の根絶は目指すべき目標ではあっても、その道のりは遠く、楽観を許すものではない。最近の例で言えば、映画「女は二度決断する」(ファティ・アキン監督/2017/ドイツ)のリアリティを想起されたい。それゆえ私たちは、暴力から目をそむけずに、哲学、歴史学、法学、政治学等の分野から共通テーマ「ジェンダー・暴力・デモクラシー」にアプローチし、さまざまな暴力に通底するものを炙り出し、共通のテーブルについて議論することをシンポジウムの目的とすることにした。

二部構成 8 名の報告者とそのテーマは、1(1) 棚沢直子「力関係の起源としての世代」(2) 平野千果子「ナポレオンと植民地一反乱・奴隷・女性」(3) 原千砂子「再生産における女性主体と暴力」(4) 堀川祐里「戦時期日本における既婚女性の就業環境」、2(1) 鳴子博子「ジェンダー視点から見たフランス革命—暴力と道徳の関係をめぐって」(2) 西海真樹「構造的暴力としての言語政策：琉球/沖縄の言語をてがかりとして」(3) 武智秀之「人口減少時代の福祉とデモクラシー」(4) 中島康予「投票デモクラシーとポピュリズム」である。紙幅の都合上、ジェンダーにウエイトを置いた 5 報告を紹介しよう。

棚沢さんは、事実上の基調報告とも言うべき迫力に満ちた報告をされた。人間の水平関係の平等を求めてきたフランス、なかでも人権宣言(第 1 条「人間は生まれながらに自由で、権利において平等である」)は世代関係を考慮していないこと、ゆえに世代を力関係、権力関係、暴力の起源として考える必要のあることが力説された。棚沢さんは育児や介護を、他者の生命を守り人間関係を成立させる労働と捉えるがゆえに、ケアではなく世話労働と呼ぶ。力関係の中でなされる世代継承、世代革新のダイナミズムが語られた。

平野さんは、ナポレオン時代、カリブ海地域の奴隷制は革命の理念によって廃止されたわけではなく革命の二面性が表れている

ことやナポレオン軍と戦った民衆反乱について報告された。ハイチではなく周縁中の周縁のグアドループに分析を絞り、グアドループの民衆反乱とそれに加わった「混血女性ソリチュード」にも言及された。会場の私たちは一気に 19 世紀カリブ海植民地に誘われ、かの地の女性活動家の存在にも心を動かされた。

原さんは、産む性にかかわる言説をボーヴォワール、アレントに始まり、森崎、リッチ、クリステヴァ、ヤング、イリガライ、棚沢と続き、ギリガン、ルディックまで涉猟し、明快に提示された。人間を産む性として捉えることは哲学と政治学を変革しうるかという大きな問いを掲げた示唆的、刺激的な報告であった。

堀川さんは、日本の戦時期に経済的な理由から労働現場に出た既婚女性の就業環境をめぐる報告をされた。政府には既婚女性への配慮はなかったこと、彼女らの戦争協力責任を問うには慎重な判断が求められること、労働者が戦争協力を拒否できる社会づくりが必要であることが強調された。

鳴子は、フランス革命の民衆の直接行動(バスティーユ攻撃とヴェルサイユ行進、8月10日の蜂起、最高存在の祭典)を、暴力の質、暴力とジェンダー、暴力と道徳の関係から論じた。なかでもヴェルサイユ行進。現代女性も反トランプデモなど、各地で直接行動を展開するが、約 230 年前、大砲を引き、槍で武装したパリの 7 千人もの女性がヴェルサイユまで国王にパンを要求しに出かけ、二日がかりで国王一家をパリに連れ帰り、以後、国王一家を衆人環視の下に置き、人権宣言を国王に裁可させることに成功した。彼女らの行動の歴史的な意義の大きさが強調された。

質疑では、各報告は独立しつつもシンクロしていることが実感できたとの発言も出て、徐々に議論は熱を帯びた。日仏女性研究会の木村さん、西尾さんも参加された。「社会新報」(社民党機関紙)の取材が入り、2月28日号に掲載されたこと、60 頁の報告書が冊子化されたことを付記する。



## ワークショップ—世代間交流と世代統合

神尾真知子

2016年9月、私たちは、ソウルのとある会議室で、韓国の研究者と意見交換をしていました。私たちは、日本女子大学の先生方を中心にしたグループで、多世代交流の法政策のあり方に関する研究で科研費をいただき、韓国の多世代交流の実情調査のために渡韓しました。相手の韓国の研究者は、民間の家族世代統合研究所（ソロイウム）のメンバー3人で、いずれも女性でした。その時の韓国の研究者の話のなかで強く印象に残ったことは、子ども世代に高齢者について「理解」してもらおう啓発教育をしているということでした。それまで、「高齢者を理解する」という発想は全くなく、衝撃を受けました。私は、高齢者を理解していたのだろうか。そして、高齢者についてステレオタイプで見ていたのではないだろうか。様々な問いが私の中で湧きあがりました。

2018年2月16日（金）に、科研費の成果報告としてワークショップを開催することになった時に、2年前にインタビューした、韓国の家族世代統合研究所の研究員を迷わずお招きすることにしました。

ワークショップの内容を紹介する前に、家族世代統合研究所について述べたいと思います。韓国でも大学院は出たものの、研究職への途は険しいのが現状です。同研究所は、ソウル大学大学院を修了した研究者を中心に、家族学、老年学、社会福祉学の専門家が集まって作った韓国初の研究者による社会的協同組合で、世代統合のための啓発事業を行っています。協同組合という形で、自分たちの研究を活かすという途があるという発見がありました。

ワークショップは、以下のような内容で行いました。

冒頭挨拶 増田幸弘日本女子大学教授

報告 坏洋一日本女子大学准教授「福祉国家と世代間交流」

報告 Joo Jihyun, Chang Mina, Kang Hyewon 「韓国における世代間交流と世代統合」

報告 黒岩亮子日本女子大学准教授「日本における世代間交流」

コメント 神尾真知子日本大学教授

フロアとの質疑応答 司会 増田幸弘日本女子大学教授

最初に増田先生によるワークショップの企画趣旨の説明がありました。以下、報告内容と議論について紹介します。

坏先生は、「福祉国家と世代間交流」において、次のように報告されました。「これまでの自由主義的シティズンシップ（国民国家、男性稼ぎ手モデル、権利中心、個人主義、欧州中心）は行き詰まり、新しい潮流が生まれている。現代の市民性に求められ

る要素とは、異質な他者に対する理解・共感・寛容である。多世代交流の試みは、現代的な市民性を陶冶することで、再文明化をもたらす契機となり、福祉国家はこれらを促進できる。」

Joo Jihyun 先生は、「韓国における世代間交流と世代統合」において、次のように報告されました。「家族世代統合研究所は、人口高齢化による世代間葛藤を、韓国社会の主要なアジェンダとみて、世代間葛藤の予防及び解消に取り組んでいる。他の世代を理解する前に、自分の世代を先に理解し、共同体社会の市民として他の世代といかなる方法でコミュニケーションと共感が可能であるかを模索することが大切であると考えている。高齢世代、中高年世代、児童・年少者世代への啓発事業をソウル市等と協働で行っている。」

黒岩亮子先生は、「日本における世代間交流」において、次のように報告されました。「世代間交流プログラムは、社会に存在する様々な資源や知識・知恵を高齢世代と若年世代の人々で交換し合い、個々人や社会の役立つものにしていくための意図的・継続的な仕掛けである。日本の世代間交流には、①子どもが高齢者から昔の遊びや文化を学ぶという教育的要素、②複合施設の幼老統合ケアにみるようなケア的要素がある。現在、多世代・地域共生社会の構築が目指されているが、複合型施設は財政的・空間的效果があるが、ケアの視点から見ると、共生型サービスではケアの質の低下の不安があるし、複合型施設はプログラムではなく単なるイベントを行っていることが多い。最近、保育園の騒音問題など世代間対立が目立つ。」

私は、上記報告を踏まえて、以下のようにコメントしました。「本日のワークショップで問われていることは、①世代間交流の目的は何か、②なぜ世代間交流は必要なのか、③どのように世代間交流を進めるのか、④世代間交流の最終目標である世代統合とはどのようなことをいうのか、ということである。世代間交流は、坏先生のご報告にあったように、『他者に対する理解・共感・寛容』であると考えてる。」

質疑応答のなかで、「世代間交流において、プログラムに参加できない貧困な人々に対して、どのように働きかけるのか」という質問が最も印象的でした。韓国の研究者は、「貧困層へのプログラムはむずかしい。信頼される組織になって、様々な階層へのプログラムを行っていきたい」と回答しました。

14時から始まり17時までの3時間にわたるワークショップでしたが、多くのことを学んだ3時間でした。

## ワークショップ「19世紀フランス文学における『男らしさ』の危機」報告

村田京子・高岡尚子

2017年10月29日に開催された日本フランス語フランス文学会秋季大会（於 名古屋大学）でのワークショップ「19世紀フランス文学における『男らしさ』の危機」に、村田京子（大阪府立大学）、梅澤礼（富山大学）、高岡尚子（奈良女子大学）がパネリストとして参加した（コーディネーター：梅澤）。アラン・コルバン等による編著 *Histoire de la virilité* 全3巻（邦訳『男らしさの歴史』）が2011年に出版され、その第2巻の副題は「男らしさの勝利—19世紀」となっている。しかし19世紀フランスの文学作品は、必ずしも「男らしさの勝利」を裏付けるものばかりではない。したがって、本ワークショップの目的は、19世紀フランス文学において「男らしさ」がどのように描かれているのか、それがどのように「男らしさの危機」を準備したのかを探ることにある。

村田は、19世紀フランス文学における「男らしさ」と両性具有的存在との関係を絵画とも絡めながら探った。まず、19世紀における「男らしさ」の特徴を抽出した後、「男らしさ」を視覚化したダヴィッドの絵画を分析すると同時に、「男らしさ」の規範に反するダヴィッドの男性像（女性化されたエロチックな男の肉体）に焦点を当てた。次に、ロマン主義文学—①ラトゥッシュ『フラゴレッタ』②バルザック『サラジーヌ』③ゴーチエ『モーパン嬢』④バルザック『金色の眼の娘』—を取り上げ、両性具有的存在の両義性（「怪物」とみなされる一方、「男らしさ」の範疇に組み込まれ、男の理想像を表す）を明らかにした。しかし、19世紀後半のゾラ『獲物の分け前』では、両性具有的な男性は、男にも女にもなりきれない「欠如」の存在でしかない。それが「男らしさ」の危機をもたらしたと言えよう。ただ、「覇権主義的な男性性の観念」を見直して「男らしさ」の再定義をするならば、「女性化」を「男らしさ」の危機と見なす必要がないかもしれない。その観点から見れば、文学に現れる両性具有的存在は現代にもつながる「男らしさ」への問題提起となっている。

次に梅澤が監獄、徒刑場、植民地における「囚人たちの男らしさ」を探った。監獄は悪を行う上での強靱な肉体と精神という、いわば「不正な男らしさ」を段階的に身につける場所であった（例：「大きな上半身」を持ち「ブロンズの肌色」をしたヴォートランや、「頑健」で「陽ざしに焼けた顔」のジャン・ヴァルジャンなど）。その一方でヴォートランと「結婚（共に繋がれることを意味する）」していたテオドールのように、「男らしさ」を持たない、両性具有的な囚人も存在する。『パリ、百と一』では、囚人同士の同性愛が仄めかされ、レナルの『門の奥』では、新入りの少年が牢名主に強姦され、日々衰弱していく様子が描かれている。監獄は一部の者の「不正な男らしさ」を強めると同時に、別の者

の「男らしさ」を衰退させる場所でもあった。こうした「男らしさ」の危機は、変質理論を介して19世紀後半に広がっていく。1850年以降になると、重罪犯は次々に植民地へ送られ、植民地の開墾作業で彼らの「不正な男らしさ」は使い果たされた。そして本国に戻ってきた時、彼らは精神的にも肉体的にも、そして性的にも疲弊しきっていたのである。

高岡は、まず、「男らしい男」と「女らしい女」の間には、どのような枠組みがどのような形で存在するのか？という問いかけを行った。「男性性」を意味する「masculinité」は「女性性」「féminité」との対応で構築されるが、「男らしさ」「virilité」は、それ自体で定義づけられるために、対照物としての「féminité」を必要としない。このことは、男性は性別として「男」である以上、「viril」であるか どうかを常に問われていることを意味するが、すべての男性が理想にかなった「virilité」を発揮できるわけではない。

このような「男らしくない男」の例として、ジョルジュ・サンドの小説『アンドレ』をとりあげた。アンドレは、決断力や実行力に乏しいのに対し、恋人ジュヌヴィエーヴとは性関係を持ち、妊娠させることから、一定の「男らしさ」は付与されているようにも見える。だが、未婚で身ごもることになった彼女は、結婚は許されるが、死産して自らも命を落とす。この結末からは、「男らしくない」男のあり様は、女の身体に反映してしまうという事実、すなわち、「男らしさ」の問題は、女の問題でもあるということが読み取れる。

発表後の質疑応答では、各パネリストへの質問のほか、本ワークショップの更なる発展を促す貴重な意見も寄せられた。文学における「女らしさ」や女性像に関しては、すでに様々な視点から研究がなされてきたが、フランス文学と「男らしさ」というテーマでは、考察すべき点が数多く残されている。今後もこの問題に取り組んでいきたい。



ジャック＝ルイ・ダヴィッド『バラの死』(1794)

## 研究グループ報告

## 現代フランス社会研究会

原則として2ヶ月に1回、土曜日に早稲田奉仕園で例会を開催してきました。2017年度は、おもに Roland Pfefferkorn, *Genre et rapports sociaux de sexe* (Editions Syllepse, 2016) の翻訳読書会を行いました。「ジェンダー」概念の発明と多義性、フランスの社会学で用いられてきた「性社会関係」という用語とのその関係を歴史的観点から論じた章をとりあげ、「権力関係」としてのその意味を分析する節まで読み進めました。2018年度に入り、これまでの活動形態の維持が諸事情から難しくなったため、メールや Skype などのネットツールの利用による活動の継続を模索しています。新メンバーも募集しています。ご関心のある方はぜひご連絡ください。(文責・佐藤朋子)

## 19世紀・20世紀フランス女性の生活と意見を知る会

現在、ルイーズ・ヴィルモランによる回想録 *Mémoires de Coco* (Gallimard 1999) をはじめ、ココ・シャネルの生涯について研究しています。回想録のなかで、シャネルは真実と空言を織り交ぜて自分の人生について自由に語っており、それがテキストをよりいっそう興味深いものになっています。田舎の少女が味わう貧困からパリでの栄光に至るまで、20世紀の女性たちの生活に関する発見が数多く含まれているのです。これまでどおり、和やかな雰囲気の中で活発に意見交換をおこなっています。(文責・長谷川イザベル)

## フランス語圏の文学・芸術における女性の表象研究会

本会は3月12日および5月5日に東京ウイメンズプラザにて研究会を開催。3月は、日経新聞や文学雑誌で絶賛された『読む女たち』(藤原書店、2017)の著者、宇野木めぐみ氏が、18世紀は「読む女」をいかに墮落した女とみなし抑圧していたか、絵画に上流階層の女は高貴に描かれる一方、無名の下層階層の女は淫らな空想に囚われた姿態が描かれ、本をもつ男=教師、拝聴する女・子供=弟子の図式が認められることを指摘、さらに女性の「オナニスム」と医学界の言説等々に関し、一次資料や多くの参考文献を基に女性読者論のパラダイムを説得力ある論旨をもって展開されました。『日本映画の海外進出—文化戦略の歴史』の著者で映画研究専門家の中山信子氏は、パリで40万人の観客を集めた映画で、19世紀の女性作家ジョルジュ・サンドと詩人アルフレッド・ミュッセの恋愛を描いた『年下の人』に関し、男装や男の筆名を使い先駆的女性職業作家となったサンドは現代にも通底する「新しい女」を表象しており、旧来の男性作家中心の文学史は再考すべきだと強調されました。発表後の質疑応答では、多岐にわたる活発な議論がおこなわれ、充実した実り多い研究会となりました。

5月は、押田千明氏が、映画『マリー・アントワネットに別れを告げて』に関し、フランス制作の本作品は日米と異なり、王妃を「悲劇のプリンセス」としてではなく、王妃に心酔し嫉妬に苦

しむ朗読系の少女シドニーの視点から王妃とポリニャック夫人の同性愛を描いており、「レズビアン映画」としてのこの作品の特徴を強調されました。西尾の発表は、国際女性デーのテーマと目される LGBTI に関する発表をとの要請を受け、Gabrielle Houbre 氏のトランスジェンダーに関する3論文を参考に「ジェンダー・トラブル」に直面した人々、天保時代に男装し「遠島」の流刑に処された「竹次郎事だけ」、男を装い幸せな結婚に生きた粉屋のフランソワ、女装聖職者ショワジー、女騎士デオニス爵、ヴェルサイユ宮殿の女装者ジェニー等々の実例を挙げ、江戸時代と近世フランスにおける性的マイノリティの比較を試みました。発表後の質疑応答は制限時間一杯続けられ、後日、「目から鱗でした」「日頃のご精進に敬意を表します」等々の丁寧な感想をお寄せ頂きました。国際女性デーに向け、私たちは今後数回の研究会開催を予定しております。(文責：西尾治子)

## 女性思想研究会報告

2018年4月28日(土)14時から16時まで、共立女子大学の神田一ツ橋キャンパス本館1140講義室で、リール大学のアムシュ教授(社会学)をお迎えして女性思想研究会が開催されました。「移民におけるジェンダー関係——1960年代以降のフランス・アルジェリア移民を例として——」というテーマです。アムシュ教授は、1990年代以降にリヨンなどで行ってきたアルジェリア移民家族への一連のインタビュー調査研究に基づいて、移民の子どもたちの結婚に現れるジェンダー関係の変化についてお話されました。

1960年代のアルジェリア移民一世(親世代)の結婚は、アルジェリアの習慣にしたがって行われるのが一般的でした。夫も妻も配偶者を選ぶのはその親たちであって、自分自身では選択せず、結婚しても夫は男性集団に、女性は女性集団に、それぞれ同性集団の中に埋没していました。フランスへの移民によって核家族化し、カップルという単位がアルジェリア移民家族に現れました。カップル間、親子間の関係が親戚から切り離されて、親密なものになったのです。1970年代以降、子どもたちの世代は、さまざまな戦略、葛藤を経て、配偶者の選択権を獲得して行きました。

講演の中でアムシュ教授は、移民の子どもたち若者たちが自らの結婚を類型化して3つのタイプについて語っていたといいます。ソナックは、親世代と同様に親の決めた相手と結婚します。ブュは、学校の成績が良く、フランス社会での自己実現の過程において自ら配偶者を選択します。ラスカーは、いわゆる「不良」たちですが、ソナックとブュの間に位置づけられます。3者の生きる世界は、ソナックは家族、ブュは学校、ラスカーは町の仲間です。しかし、女性にはラスカーという3番目の選択肢は許されず、また女性たちが自分たちの配偶者選択を認めさせるためには、たいへん暴力的な葛藤や、絶縁などがあったということでした。

会員 ML の広報を見て参加された会員の方、学内ポスターなどの呼びかけによる共立女子大の学生など、当日は20名以上の参加者がありました。終了後も運営委員を中心に8人ほどが残り、場所を移してアムシュ教授のリール土産のお菓子を食べながら、日本のジェンダー問題のあれこれに談論風発、たいへん楽しく有意義な土曜日の午後となりました。(文責 辻山ゆき子)

## 現代フランスの女性監督 ミア・ハンセン＝ラヴ Mia Hansen=Løve

現代のフランス映画界では多くの女性監督が活躍しているが、なかでも注目を集めている一人がミア・ハンセン＝ラヴである。彼女は1981年にパリで生まれ、1998年にオリヴィエ・アサイヤス監督のFin août,début septembreで女優としてデビューした。2003年から2005年にかけて映画雑誌『カイエ・デュ・シネマ』(Cahiers du cinéma)で批評活動を行うが、監督に転身しTout est pardonnéを2007年に発表する。その後『あの夏の子供たち』(Le père de mes enfants、2009年)でカンヌ映画祭「ある視点」特別賞、『グッドバイ・ファーストラブ』(Un amour de jeunesse、2011年)でロカルノ映画祭特別賞、『未来よ、こんにちは』(L'Avenir、2016年)ではベルリン映画祭銀熊賞を受賞した。

『未来よ、こんにちは』は、それ以前の若者を描いた『グッドバイ・ファーストラブ』や『EDEN/エデン』(EDEN、2014年)とは異なり、監督の母親の世代がヒロインである。この作品のナタリー(イザベル・ユペール)はパリの高校の哲学教師で、子供は独立し哲学教師の夫と暮らしていた。しかしある日、夫は若い恋人を作って出てゆき、介護していた母親は認知症が悪化し、老人ホームに入るが亡くなってしまふ。また、彼女が監修した哲学の教科書は編集者に古すぎると批判され出版を打ち切られ、愛弟子が組織する新しい政治運動に興味を持つが、ついてゆくことはできない。

だがこの作品は、単に年齢を重ねた女性が遭遇する様々な問題を描いているだけではない。ナタリーは70年以降のフランスのウーマンリブ運動の洗礼を受けた世代である。彼女は自立した女性で政治運動にも関心を持ち、哲学教師の夫と議論を交わす。かつてこうしたカップルは時代の「最先端」を行く存在であった。また学歴のないことに引け目を感じていた母親にとって、哲学の

アグレガシオン  
教授資格を取得したナタリーは自慢の娘であった。

しかし時代は変わり、老いは万人に訪れる。夫は去り、母は他界した。同年代の夫が若い恋人を見つけたのに対して、ナタリーは教え子やその仲間からもはや「女性」として見られていない現実に傷つく。これまで「男女平等」を疑うことのない真実と思っていた彼女は、現実の「不平等」を目の当たりにして愕然とする。また編集者が提示した新しい表紙のデザインは、彼女にはキャンディーの包み紙にしか見えない。そして愛弟子が組織する新しい政治運動の集会では、フランス語、ドイツ語、英語での議論を交わされ、結局彼女はその運動とは袂を分かつ。

こうした事態に対してナタリーは、時には苛立ちながらも現実を自然に受け入れる。いわゆる「おひとり様」になった彼女は、「私は完全な自由と手に入れたの」と宣言する。偶然バスの中から見かけた夫と若い恋人の不釣り合いなカップルの様子に苦笑する余裕も見せる。ハンセン＝ラヴ監督は、ナタリーの役はイザベル・ユペールを想定してシナリオを描いたと言っているように、ユペールが脆さと柔軟さ持つヒロインを演じて存在感を示す。ミア・ハンセン＝ラヴは、ナタリーに起こる様々な出来事をドラマティックに脚色するのではなく、一定の距離間を持って淡々と描写する。こうした作風から彼女はフランスで、エリック・ロメールの後継者とも言われている。この物語は自身の母親に起こったことから生まれたとインタビューで語っているように、(『キネマ旬報、next、vol12』、2017年)フランスのウーマンリブ世代の精神は、確実に娘の世代へと受け継がれているようである。ミア・ハンセン＝ラヴは長年のパートナーであったオリヴィエ・アサイヤス監督との関係を解消し、現在インドで新作を準備中と言われている。

(中山信子)



画像参照元 <https://eiga.com/>

### 第36回定期総会報告

4月14日(土)、日仏会館501号室で第36回定期総会を開催しました。議長(西尾治子)と書記(中山信子)を選出した後、当日の出席者17名、葉書とメールによる委任状68名、合計85名により、定足数(68名)に達し、総会が成立したことを確認しました。議事では、まず2017年度活動報告(運営委員会、および現代フランス社会研究会、フランス語圏の文学・芸術における女性の表象研究会、19・20世紀フランス女性の生活と意見を知る会、女性思想研究会の4研究グループ)と2017年度決算報告が各担当運営委員により行われ(事前連絡に基づいた報告の代読を一部含む)、賛成多数で承認されました。ついで2018年度活動計画案及び予算案と、2018年度運営委員及び会計監査の計16名の人事案が提案され、いずれも賛成多数で承認されました。



本会の改称については、たたき台としてまず提唱された「日仏女性研究学会・女性情報センター」案を軸に活発な意見が出されました。現時点での結論としては、拙速を避け、さらに時間をかけて継続審議する方が良いのでは、ということになりました。

総会閉会後の懇親会は、こうした機会こそ得られる貴重な出会いの場となり、501号室のそこそこで和やか且つ活発な交流のひとつが繰り広げられました。

#### 2017年度日仏女性資料センター(日仏女性研究学会)決算報告

収入の部	予算	決算	b-a	備考
会費収入	960,000	807,030	▲152,970	会員140名:一般130名、学生7名、法人1名、家族割引2名、在外会員6名(一般7,000x84=588,000円、学生5,000x4=20,000円、法人11,000円、家族割引3,000x2=6,000円、未納年度分171,000円、在外会員11,030円)
出版物・資料売上	40,000	40,390	390	『女性空間』2016年度分1,715円x2=3,430円、2017年度分1,880円x17=31,960円、刊行物5,000円
会費前受け金		42,000	42,000	6名x7,000=42,000円
雑入	50,000	168,198	118,198	カンパ127,692円、利息6円、研究発表会・セミナー参加費40,500円
前年度繰越	902,755	902,755	0	
(A) 収入合計	1,952,755	1,980,373	▲7,618	
支出の部	予算	決算	a-b	
出版制作費				
『女性空間』33号	320,000	308,275	11,725	編集、製本、発送代ほか
『女性情報ファイル』125-126号	70,000	69,044	956	委託2号分、通信費ほか
企画会費				
第34回定期総会	30,000	31,005	▲1,005	会場費、広報事務費ほか
国際女性デー記念シンポジウム	300,000	275,826	24,174	懇親会費ほか
会員交流セミナー	10,000	39,440	▲29,440	会場費、通信費
会員研究発表会	10,000	17,100	▲7,100	会場費、通信費
研究会補助	12,000	9,000	3,000	(1グループ3,000x4)-1
事務局費	30,000	43,366	▲13,366	コピー代、通信費
運営委員会作業代	45,000	100,000	▲55,000	5,000x13,前年度分5,000x7
日仏会館504号室賃借料	400,000	390,528	9,472	月額21,600+振込料、16年7月分以降が17年度に繰越
(B) 支出合計	1,227,000	1,283,584	▲56,584	
(C) 予備費	725,755			
(D) 次年度繰越金		676,789		
合計(A)=B+C又はB+D	1,952,755	1,980,373		
現金・口座残高合計				
	676,789	232,885	49,000	393,558
				1,346

別途積立金として252,000円(郵便定額貯金)を有します。

会計監査報告		2017年度会計処理が正しく行われたことを認めます。	
2017年3月9日	会計監査	田戸カナナ	
2017年3月12日	会計監査	菅原恵美子	

・同時通訳80,000円、エンジニア料54,000円、フライヤー作成45,000円、講師謝礼60,000円、他

・日仏会館504号室賃借料は、月額21,600円。2016年7月分以降6ヵ月分が2017年度に繰越。計18ヵ月分388,000円+振込手数料1,728円。

・運営委員会作業代は次年度引出しを改め、年度内引出し実現のため2016、2017両年度作業代の引出しを2017年度会計で実施。

#### 2018年度の運営委員および各仕事の分担は、次の通りです。

木村信子(代表運営委員)  
西尾治子(事務局代表・渉外・『女性情報ファイル』補佐・HP/ML管理補佐・学会誌編集委員)  
中山信子(事務局代表補佐・学会誌編集委員)

岡部杏子(『女性情報ファイル』担当チーフ・学会誌編集委員)  
押田千明(会計・収入担当・学会誌副編集長)  
CARTON, Martine(フランス語担当:『女性情報ファイル』編集・学会誌編集委員)\*

北原零未(『女性情報ファイル』編集担当)\*  
志田道子(会計・支出担当)  
棚沢直子(学会誌編集委員)  
辻山ゆき子(WEBメール担当・学会誌編集委員)  
長谷川有紀(HP/ML管理)  
ファヨル入江容子(『女性情報ファイル』レイアウト担当・刊行物発送担当)

吉川佳英子(学会誌編集長)  
以上13名  
\*は新任、ほかの方は再任です。  
(運営委員はアイウエオ順・かっこ内は担当名)  
運営委員会は『女性情報ファイル』編集委員会を兼ねます。

会計監査 2名  
田戸カナナ 松田祐子

長い間お疲れさまでした。  
・運営委員(事務局代表・『女性情報ファイル』編集担当) 退任 佐藤朋子  
・会計監査退任 菅原恵美子

### 今年度＜2018年1月-12月＞の活動計画

- 定期刊行物：『女性空間』35号(6月)、『女性情報ファイル』127-128号(2月、7月)
- 企画：国際女性デー記念シンポジウム(3月)、第36回定期総会(4月)、会員研究発表会(7月)、会員交流セミナー(6月)のほか、本会の目的に合致した関連団体・機関の企画実施に適宜協力します。
- 規約改正に向けて継続審議し、新たにフランス語を併記することになりました。
- 本会の改称を、より会に相応しいものにするべく更に議論を重ね、決定します。
- その他 資料収集・インターネットによる海外情報の受発信を行い、ウェブサイトや『女性情報ファイル』で本会の活動を紹介します。運営委員会を例年どおり定期的に開催し、研究グループの活動を継続して支援します。

#### 会費支払いのお願い

決算報告によりますと、会費収入が大幅に不足しております。2年間滞納となりますと、会員資格を失いますが、支払い義務は残ります。現在、未払いとなっている方は、すみやかにお振込をお願い致します。

郵便振替 00150-8-101449

日仏女性資料センター

2018年度日仏女性資料センター(日仏女性研究学会)予算案

収入の部	金額(円)	備考
会費	931,000	会員134名：一般122名、学生5名、家族割2名、在外会員5名、団体1
出版物・資料売上	40,000	『女性空間』、刊行物などの売上
雑入	50,000	カンパ、寄付、利息、研究発表会・セミナー参加費など
前年度繰越	676,789	
小計	1,697,789	
支出の部	金額(円)	備考
出版物作成費		
『女性空間』35号	310,000	印刷・製本代 発送費 通信費
『女性情報ファイル』127-128号	57,000	委託2号分50,000円 校閲費2号分5,000円 通信費2,000円
企画会合費		
第34回定期総会費	20,000	会場費 茶菓代
国際女性デーイベント開催費	30,000	租税会費
会員交流セミナー	35,000	会場費 講師謝礼
第10回会員研究発表会	3,000	会場費
研究会補助費	12,000	4 研究グループ(1グループにつき3,000円)
事務局費	50,000	通信費 コピー・印刷代 事務用品費 発送用封筒A4版300枚
作業代	70,000	運営事務作業代(5,000x14)
日仏会館504号室賃借料(共同借用)	260,000	月額21,600円 振込料
小計	847,000	
予備費	850,789	
総計	1,697,789	

#### 2018年運営委員会開催概要

○4月14日(土)16:30～18:40  
運営委員各担当の決定、各刊行物編集状況、会員研究発表会企画進捗状況、会員交流セミナー実施企画案、本会の改称、規約改正等について審議。

今年度は今後、6月、9月、12月、来年2月に開催予定です。議事録をご覧ください。会員のみ添付ファイルでお送りします。

#### 事務局からのお知らせ

『女性情報ファイル』は、本号より新たな担当者のもとでの刊行となりました。第127号まで編集をご担当頂いた佐藤朋子さま、レイアウトをご担当頂いた山口順子さまに心より感謝申し上げますとともに、お二人の素晴らしいお仕事を引き継いで参る所存であります。

今後とも何卒宜しくお願い致します。

#### お詫びと訂正

お配りしました会員名簿に訂正がございますのでお知らせいたします。

上原麻有子さんのメールアドレスは以下の通りとなります。よろしくようお願い申し上げます。

mayuko@kub.biglobe.ne.jp

## 会員研究発表会のお知らせ

2018年7月28日（土）13:00- 東京ウイメンズプラザ第2会議室

<発表者とテーマ>

1. 牧陽子「パリの在宅保育と外国人ナリスたち——コートジボワール出身女性の事例にみる上昇戦略と行為主体性」
2. 押田千明「フランス、日本、アメリカの映画におけるマリー・アントワネット表象」
3. 吉田吏江「性差を考慮した女性の環境保健における課題（sex difference and environmental health）  
— 生物学的性差（またはジェンダー）が及ぼす、女性を取り巻く環境による起こりうる健康影響を考える」
4. 鬼頭孝佳「エコフェミニズムにおける文化比較の様相—青木やよいを中心に」

問い合わせ先：cdfjf.info@gmail.com

\* 会員外の方も聴講できます。会員・非会員ともに資料代 500 円を申し受けます。

## 『女性空間』35号 — 6月末刊行

1冊 1,500円（会員価格 1,000円）

目次については、<https://espacedesfemmes.blogspot.com/> でご確認ください。

## 『女性空間』36号の原稿について

—2019年2月末投稿希望受付締切、6月末原稿締切、11月末発行予定—

\* 第36号から、エントリー締切、原稿締切、発行月が変更となりました。

詳しい募集要項は、会員メーリングリストおよび本会 WEB サイトに掲載しております。

会費の滞納のある方は応募できませんので、応募前に2018年分までの会費を必ず納めてください。

## 『女性情報ファイル』128号

© 日仏女性資料センター（日仏女性研究学会）

2018年7月25日発行

この作品はクリエイティブ・コモンズ表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際ライセンスの下に提供されています。

『女性情報ファイル』128号、日仏女性資料センター（日仏女性研究学会）発行、2018.7.25.

日仏女性資料センター（日仏女性研究学会）事務局

Société Franco-Japonaise des Etudes sur les Femmes

Centre d'Information Franco-Japonais sur les Femmes

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿3-9-2

日仏会館504号室

[cdfjf.info@gmail.com](mailto:cdfjf.info@gmail.com)

3-9-2-504, Ebisu, Shibuya-ku, Tokio, Japon

<https://sites.google.com/view/sfjefemmes>

郵便振替 00150-8-101449 日仏女性資料センター

## 編集後記：

国際女性デー記念シンポジウムの報告を筆頭に、論考3本、シンポジウム・ワークショップ報告3本、研究グループ報告と、会員の皆様の旺盛な活動をお伝えできて嬉しく存じます。7月28日には会員研究発表会が開催されます。ぜひお運びください。なお、新刊につきましては次号で紹介いたします。